

【別紙2】 日本標準商品分類表によるガイドライン適用対象品目

凡例： : 自主基準に対して法規制で追加された品目

赤文字 : 省令での対象品目

網掛け部（水色） : 法規制に適合させるため、2015年9月1日、ガイドラインで追加した分類（*）

注 : ガイドラインでは、法規制対象の**赤文字**以外の製品も対象として取り組むこととしている
皮革製品及び繊維製品中の皮革部材も規制対象となるが、ここでの記載は省略

8 生活・文化用品			追加
78 衣服（履物及び身の回り品を除く。）染色されていないものを除く			
781	外衣・中衣	革製衣服を除く	
		背広服、ドレス、コート、ジャンパー、ジャケット、セーター、カーディガン、シャツ、ズボン、スカート、レギンス 等	
		ワイシャツ、ブラウス、ポロシャツ、Tシャツ、トレーナー、スポーツ用衣服 等	
782	下着	洋装用、和装用下着（肌じゅばん、こしまきを含む）全般	
783	寝衣（和装を除く。）	ねまき、パジャマ、ネグリジェ、ベビードール	
784	和服	じゅばん（ 肌じゅばん は下着として法規制対象）、長着、	
		羽織、はかま、帯 等	
785	くつ下	靴下全般	
786	足袋	色柄もの足袋全般	
787	帽子	帽子全般	
788	手袋（ゴム製を除く。）	手袋全般	
789	その他の衣服（履物及び身の回り品を除く）	他に分類されない衣服 毛皮製品を除く	
79 身の回り品 染色されていないものを除く			
791	ハンカチーフ	ハンカチーフ全般	
792	えり飾り（毛皮製を除く。）	ネクタイ、ショール 等	
		マフラー、スカーフ 等	
794	和装用身の回り品	帯どめ、帯あげ、腰ひも及びだて巻、羽織ひも、半えり、すそよけ、ふろしき 等	
799	その他の身の回り品	おむつ、おむつカバー 、衛生バンド及び衛生パンツ、よだれ掛け及びエプロン、ドレスシールド 等	
82 家庭用繊維製品 染色されていないものを除く			
821	床敷物	床敷物	*
822	寝具	ふとんカバー、敷布、毛布、まくらカバー 等	
825	テーブル掛け、ナプキン及び関連製品	テーブル掛け （ナプキン及び関連製品は除く）	*
827	タオル、バスマット及び関連製品	バスタオル、ハンドタオル、手ぬぐい*（和手ぬぐいは法規制対象外）、トイレットシートカバー、バスマット 等	
829	その他の家庭用繊維製品	布巾、雑巾 等	

補足：・2016(平成28)年2月22日付薬生化発0222第1号改正政省令留意通知 の

「第5 適用を受けない繊維製品について」の項では、

「繊維製品のうち、和手拭い、及び和服又は和装の一部を部材として用いた製品についても、当面の間、和服と同様の取扱いとすること。また、① 専ら室内の装飾用・観賞用等に使用する製品、② 紡績されていない素材を使用した製品については、適用の対象外であること。」とされている。

補注 ① は、額装されて販売される手拭いや壁に吊るすタペストリー等が、

② は、竹やいぐさを用いた製品等が該当と思われるが、最終、厚生労働省の判断

・「再利用（中古）製品、その素材を用いた製品（例えば綿やウールの再生糸使用製品と思われるが、最終は、厚生労働省の判断）については、当該製品の原材料等の確認が難しいため、施行日

から2年間、試買計画の策定にあたり配慮すること（再染色された製品を除く）。」とされ、適用が期限付きで猶予されている。

- ・ 基準を定めた家庭用品区分は、具体的な品目を特定する際には、総務省が策定している日本標準商品分類（平成2年5月改定（第5回改定））及び留意事項通知別紙「繊維製品の分類表」を参考とする旨示されており、下記に一部のアゾ染料の対象製品関連部分を収録している。
- ・ [繊維製品の分類表全体は](#)、「[有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の運用に伴う留意事項について 昭和50年2月17日付け環企第48号](#)」を参照。

留意事項通知 別紙「繊維製品の分類表」 （一部のアゾ染料の関係家庭用品に限定した抄録）	
対象家庭用品	細目
おしめ	おしめ（おむつ）
おしめカバー	おしめカバー（おむつカバー）
よだれ掛け	よだれ掛け
下着	シャツ（肌シャツ、アンダーシャツ、ランニング等）、パンツ（パンティ、ズボーズ、ショーツ、さるまた、ブリーフ等）、ズボン下（ももひき、ステテコ等）、スリッパ（シュミーズ、プラススリッパ等）、ファンデーション・ガーマント（コルセット、ブラジャー、ガードル等）、ペチコート、肌じゅばん、こしまき
寝衣	ねまき、パジャマ、ネグリジェ、ベビードール
手袋	手袋（軍手、ミトン等）
くつした	くつした（ソックス、ストッキング、パンティストッキング等）
中衣	ベスト、ブラウス、ワイシャツ、Tシャツ、ポロシャツ、チョッキ等
外衣（下着、中衣を除いた衣服の総称）	スーツ、セーター、カーディガン、プルオーバー、ワンピース、スカート、オーバー、カバーオール、コンビネーション、ロンパース（グレコロンパース、吊ロンパース）、ボレロ、スモック、ジャケット、上衣、ズボン、パンタロン、ブルマース、おくるみ等
帽子	帽子
寝具	枕、布団（敷布団、掛布団、肌掛け）、毛布、タオルケット、カバー（前記の寝具に使用されるもの）、シーツ
床敷物	じゅうたん、毛せん、マット等